

鳥取県告示第 911 号

平成 18 年鳥取県告示第 280 号（出納長の権限に属する事務の一部の委任について）の一部を次のように改正する。

平成 18 年 12 月 22 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|--|-------------------------|--|--|
| 1 委任させた事務及び委任を受けた出納員 次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる出納員に委任させる。 | | 1 委任させた事務及び委任を受けた出納員 次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる出納員に委任させる。 | |
| 委任させた事務 | 委任を受けた出納員 | 委任させた事務 | 委任を受けた出納員 |
| 恩給法の一部を改正する法律（平成17年法律第6号）の規定による改正前の恩給法（大正12年法律第48号）第9条ノ3及び鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）第7条ノ2による届出を故恩給受給者の遺族が怠ったことにより発生した恩給過払金の返還金の収納事務 | 鳥取県総務部福利厚生室 副主幹 田中 聡 | 恩給法の一部を改正する法律（平成17年法律第6号）の規定による改正前の恩給法（大正12年法律第48号）第9条ノ3及び鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）第7条ノ2による届出を故恩給受給者の遺族が怠ったことにより発生した恩給過払金の返還金の収納事務 | 鳥取県総務部福利厚生室 <u>室長補佐 竹内 和久</u> 副主幹 田中 聡 |
| 略 | | 略 | |
| 2 略 | | 2 略 | |